

答 申

令 和 2 年 7 月 1 5 日

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会

現在、国においては、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識のもと、国民の生命を守るため、様々な対策が講じられています。

令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部の設置、4月7日には、同法に基づく緊急事態宣言が行われ、千葉県を含む7都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域と指定されました。

その後、新規感染者数の相当程度の減少が確認されたことから、5月25日に緊急事態宣言の解除が行われ、現在に至っております。

宣言解除後には、感染症拡大防止と経済復興の両立を図るべく、徐々に様々な制限が緩和されており、国の有識者会議である「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において、7月10日からは、イベントの開催制限について、一層の緩和がなされることになり、今後徐々にイベントが再開していくものと見込まれます。

一方で、外出自粛や施設の利用制限等が緩和された後、東京都をはじめ、首都圏において、新型コロナウイルス感染者数の増加が見られていることは憂慮すべきことであり、そのような状況を一層注視していくものと認識しています。

昨年度は、千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度に基づき、6件の支援事業を採択し、一部の事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や規模・期間の短縮等がなされましたが、新たな夜間のにぎわい創出や普段の夜とは異なる都市空間づくりにつながる、有意義なものであったと思います。

当審議会としましては、そのような流れを将来に活かすためにも、本事業を通じて「ウィズコロナ」「アフターコロナ」におけるナイトイベントのモデルケースを示すことによって、感染症拡大防止対策の徹底による安心・安全の実現と、新型コロナウイルス感染症からの経済復興の両立を実現していくことは非常に意義のあることであると考えています。

今回令和2年7月8日に開催した、第1回審議会において、昨年度のこれまでの経過を踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、今年度の支援制度のスケジュールや募集要項、審査要領、支援制度要綱等について審議をいたしました。

審議の結果、諮問のあった今年度支援制度のスケジュールについては、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」における①小・中規模事業の募集、また①での募集状況等を踏まえた②大規模事業の募集については、事業者支援の観点から、また国の基本的対処方針に基づくイベント開催指針等、総合的に勘案し、諮問通りのスケジュールで実施することが適切であると判断します。

今年度の募集及び審査については、募集要項及び審査要領、支援制度要綱の一部を後述のとおり修正の上、今年度の募集・審査を実施することが適切であると判断します。

今年度においては、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」におけるナイトイベントのモデルケースを構築していく、という観点から、将来のナイトタイムエコノミー推進につながる事業であれば、夜間に絞ることなく幅広い時間帯で実施される事業を支援するべきと考えております。また、オンライン配信を活用した事業等、モデルケース構築につながる、新たな取組みも評価するべきものと考えております。

なお、審議の際に出されました、今後の募集・審査、支援制度運用にあたっての意見や要望もあわせて記載しておりますので、市におかれましては十分検討・精査の上、この制度が今年度も民間事業者の意欲醸成に資するものとなり、もって千葉市における将来の魅力的な空間づくりや地域経済活性化に大きく資する事業として成長させていく事を要望します。

1 募集要項（案）について

諮問の募集要項（案）については、少額応募枠及び中大規模応募枠について、以下のとおり加筆・修正の上、実施することが適切であるものと判断します。

なお、募集開始時期や募集方式、募集回数、継続支援、収益が生じた場合、説明会、審査会日時については、概ね了承するものであります。

(1) 少額応募枠（案）について

ア 「副題」について

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響に苦しむ事業者支援の側面も踏まえ、また、千葉市における将来のナイトタイムエコノミー推進につながる事業であれば、夜間に限定せず、幅広い時間帯の事業を募集するため、対象事業の要件が緩和されていることが、事業者に対して明確に伝わるよう、記載すること。

イ 「2 募集テーマ」、「3 支援対象」、「5 対象事業（3）、（5）」について

上記（1）アの趣旨に合わせ、事業者に対して明確に伝わるよう、記載を修正すること。

ウ 「5 対象事業（7）」について

上記（1）アの趣旨に合わせ、また、複数の新たな消費喚起方法を事業者に提案してもらうため、記載を加筆すること。

エ 「5 対象事業（8）」について

上記（１）アの趣旨に合わせ、事業者に対して明確に伝わるよう、記載を修正すること。

また、例を示すこと。

オ 「５ 対象事業（１０）」について

募集要項で、アルコールの提供を控えるよう記載すると、対象事業が狭まるとともに、事業収支にも影響が出ると考えられるため、記載を削除すること。あくまでも、直接的な感染症防止対策を講じるよう、事業者に推奨すること。

カ 「１１ 審査（２）オ審査基準」について

上記（１）アの趣旨に合わせ、また、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」の中で、オンラインを活用した事業も評価できるように、評価項目を修正すること。

（２）中大規模応募枠（案）について

前述、（１）少額応募枠（案）の加筆・修正にあわせる形で記載を加筆・修正すること。

その他、募集や今後の事務や制度の運用にあたっては、以下の点を注意いただきますよう、検討をお願いします。

- （３） 令和２年度については、新型コロナウイルス感染症の影響に苦しむ事業者支援の側面も踏まえ、また、千葉市における将来のナイトタイムエコノミー推進につながるよう、ナイトタイムエコノミーが提供する魅力を意欲的に解釈し、夜間以外でもその魅力を発揮できる多様な事業を募集するため、対象事業の要件が緩和されていること及びナイトタイムエコノミーには多様な可能性があることを事業者に対して伝わるよう、案内していただきたいこと。

２ 審査要領（案）について

諮問の審査要領（案）については、審査基準について、以下のとおり加筆・修正の上、実施することが適切であるものと判断します。

なお、審査方法や審査件数については、概ね了承するものであります。

（１）少額応募枠（案）について

前述、１ 募集要項（案）の加筆・修正にあわせる形で記載を加筆・修正すること。

（２）中大規模応募枠（案）について

前述、１ 募集要項（案）の加筆・修正にあわせる形で記載を加筆・修正すること。

3 支援制度要綱について

前述、1 募集要項（案）の加筆・修正にあわせる形で記載を加筆・修正すること。